

5 文科会第 1 2 9 3 号
令和 6 年 2 月 2 7 日

大臣官房会計課長
研究開発局長
国立教育政策研究所長 殿
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長

文部科学省大臣官房会計課長

松 浦 重 和

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令
に係る運用について（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）においてアナログ規制の見直しを実施することとされ、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）が作成されたところです。

これらに基づく見直しとして、文部科学省所管の無償貸付物品に係る実地調査等の取扱いに関して、下記のとおりお知らせしますので、各部局におかれましては、適切に対処されますよう、よろしくお願いします。

記

文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成 12 年総理府、文部省令第 6 号）第 5 条第 1 項第 12 号に規定する「随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め」について、従前からデジタル技術を活用した方法による調査等を行うことについては差し支えない運用としていたところですが、当該活用を許容する旨を明確化するとされたことから、今回改めて、デジタル技術を活用した方法による調査等を行うことは差し支えない旨お知らせします。

以上

本件担当

大臣官房会計課総務班法規係

03-5253-4111（内線 2185）